

離婚後も婚姻中の氏を称するときは、この届を出してください。

離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）の書き方

この届は、離婚届と同時にできるほか、離婚後3カ月以内であれば届出することができます。ただし、離婚届と同時に届出しない場合は、一旦婚姻前の氏にもどります。届出に際し、離婚した配偶者と協議することや、その承諾等は必要ありません。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和 元年 5月 1日届出

(あて先) 岡山県岡山市北区長 殿

		(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)	
(よみかた)	おか やま		
(1) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	氏	名	
	岡山	さくら	昭和45年 5月 4日生
(2) 住所	岡山市東区西大寺上二丁目7番31号 岡山マンション 202号室		
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名	総社 秀夫	
(3) 本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)		
	岡山市北区大供一丁目 111		番地 番
	筆頭者の氏名	岡山 実	
(4) (よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際に称していた氏)	
	岡山	おか やま 岡山	
(5) 離婚年月日	令和 元年 5月 1日		
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)		
	岡山市東区西大寺上二丁目 7		番地 番
	筆頭者の氏名	岡山 さくら	
(7) その他			
(8) 届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	岡山 さくら		

協議離婚のとき

・離婚届の日
裁判離婚のとき

・調停または和解成立の日

・審判または判決確定の日

・請求の認諾の日

新本籍は、土地の地番号(番地)または、住居表示による街区符号(番)で表示することができます。

離婚届の書き方

★協議離婚の場合(夫妻の話し合いでの離婚の場合)

届出期間	届出の期間はありませんが、届けた日から効力を生じます。
届出地	夫妻の本籍地、あるいは、夫または妻の所在地の市区町村役場
届書通数	岡山市に出すときは一通だけ出してください。
届出人	夫及び妻

★裁判離婚の場合

届出期間	調停または裁判が確定した日から10日以内に届けをしてください。
届出地	夫妻の本籍地、あるいは、夫または妻の所在地の市区町村役場
届書通数	岡山市に出すときは一通だけ出してください。
届出人	調停の申立人または訴えの提起者
添付書類	調停離婚のとき……調停調書の謄本 審判離婚のとき……審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のとき……判決書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき……和解調書の謄本 認諾離婚のとき……認諾調書の謄本

(これは離婚届と同時に届出したときの記入例です。)

離婚届

令和 元年 5月 1日届出

(あて先) 岡山県岡山市北区長

(1)	(よみかた) 氏名 生年月日	夫 氏名 昭和43年3月7日	妻 氏名 昭和45年5月4日
	住所	岡山県倉敷市西中新田 640番地	岡山市東区西大寺上 二丁目7番31号 岡山マンション 202号室
(2)	本籍	岡山市北区大供一丁目111番地	
	筆頭者の氏名	岡山 実	
(3)	父母及び養父母の氏名 父母との続柄	夫の父 岡山 茂雄 母 岡山 恵子	妻の父 総社 秀夫 母 総社 榮
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	続柄 長男 養父 岡山 次郎 養母 敏子	続柄 二女 養父 養母
(4)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
	婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は 岡山市東区西大寺上二丁目7番地 筆頭者の氏名 総社 秀夫	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 岡山 雅子
(6)	同居の期間	平成3年11月から	平成30年4月まで
(7)	別居する前の住所	岡山県倉敷市西中新田640番地	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事のしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	届出人署名 (※押印は任意)	夫 岡山 実	妻 岡山 さくら

届書は長年保存しますので、鉛筆や消えやすいインクなどで書かないでください。なるべく黒インクまたはボールペンで書いてください。届書に書き込むときは、楷書ではっきりと戸籍のとおり記入してください。□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

氏名は現在の姓で記入してください。

「筆頭者氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

実父母の氏名を記入してください。

裁判離婚のときは、調停または和解成立の日、審判または判決の確定の日、請求の認諾の日を書いてください。

婚姻前の戸籍にもどるか、一人で新しい戸籍をつくるか選択してください。原則として婚姻で氏が変わった方は離婚により元の氏にもどります。

離婚後も婚姻中の氏を引き続き称することができます。その場合は、この欄には何も記載しないで『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出してください。『離婚の際に称していた氏を称する届』については裏面をご覧ください。

未成年の子がいる場合は、親権を行う子の氏名を記入してください。
・協議離婚のとき……夫か妻のどちらか一方を親権者と決めてください。
・裁判離婚のとき……夫か妻のどちらか一方が親権者と指定されますので、その旨を書いてください。

〔親権者を定めるだけでは、子供の戸籍は変わりません。子供を離婚後の母(父)の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所で許可を得て入籍届が必要です。〕

上記の養父母以外にも
養父母のある方はこちらに記入してください。 【例】 夫は 養父「岡山 太郎」の養子 養母「岡山 花子」

夫妻とも現在の姓で書いてください。
・協議離婚のとき……夫婦それぞれ署名してください。
・裁判離婚のとき……申立人または訴えの提起者が署名してください。

協議離婚のときだけ証人として成年者(18歳以上)2人の署名を必要とします。

☆取り扱い窓口及びお問い合わせ先

岡山市北区役所	市民保険年金課 (086)803-1123	各区役所市民保険年金課 各支所 各地域センター 古都・朝日市民サービスセンター
中区役所	市民保険年金課 (086)901-1616	
東区役所	市民保険年金課 (086)944-5018	
南区役所	市民保険年金課 (086)902-3516	
岡山市北区役所	市民保険年金課 (086)803-1123	